

福井県暴力団排除条例

平成23年4月1日施行

条例制定の目的

暴力団による不当な行為によって、県民の生活に生じる不当な影響を排除し、県民の安全で安心な生活の確保と青少年の健全育成を図ることを目的としています。



条例の主な内容

県、事業者、県民が果たすべき責務

県が実施する公共工事や事務・事業から暴力団を排除するための措置を講じます。

暴力団から危害を加えられるおそれのある者に対し、警察が保護のための措置を講じます。

事業者、県民の皆様にも暴力団排除活動の推進と県の施策への協力を求めます。



青少年の健全育成を図るための措置

学校、児童福祉施設、公民館、図書館等の施設周辺 200m以内において、新たに暴力団事務所を開設することなどを禁止しました。

暴力団員が青少年を暴力団事務所、住居、自己が支配する車両に立ち入らせることを禁止しました。

罰則（懲役または罰金）

行政措置（勧告・公表）



暴力団排除特別強化地域・暴力団への利益供与の禁止

片町地区、敦賀本町地区、あわら温泉地区を特別強化地域として、同地区で営業する特定営業者（※）と暴力団員等の間における用心棒の役務提供や見返りの支払い、みかじめ料の支払いや徴収などを禁止しました。

事業者が、暴力団員等に対して、暴力団の威力を利用する目的で金品等を渡すことを禁止しました。（利益を受け取った暴力団員等も同じ）

行政措置（勧告・公表）

行政措置（勧告・公表）



※本条例では、風俗営業、旅館業等を営む者を「特定営業者」として定めています。

条例に関するお問い合わせやご相談は、暴排110番（☎0776-21-4110）

または福井県警察本部刑事部組織犯罪対策課（代表 0776-22-2880）までご連絡ください。